

国の重点支援地方交付金活用事業
「福岡市プレミアム付電子商品券事業」業務委託
企画提案募集要項

令和7年12月
福岡商工会議所

1 業務委託契約の概要

(1)業務名

国の重点支援地方交付金活用事業「福岡市プレミアム付電子商品券事業」業務委託

(2)履行期間

契約締結の日から令和9年1月22日(金)まで

(3)趣旨

本業務は、物価高騰の影響を受けた生活者や市内の事業者を支援する事を目的としており、国の重点支援地方交付金を活用して、市内における消費を喚起するとともに経済効果の拡大を図るもので、プレミアム付電子商品券の利用可能店舗の開拓及び登録、広報、購入希望者受付、各店舗への売上金の支払い、店舗及び市民からの問い合わせ対応、その他の事務に関する業務を委託するものである。

この企画提案競技は、提出書類等の内容について、技術力、経験・実績、受託意欲、見積額、登録店舗の開拓および広報の実施方法などを総合的に採点し、最も高い点数を得た者を契約先最終候補として選定するものである。

この企画提案募集要項は、契約の相手方候補を選定するための提案について、留意すべき事項を定めたものである。提案をしようとする者(以下「提案者」という。)は、以下の事項を十分理解し、提案を行うこと。

なお、この企画提案競技は令和7年度の国・福岡県・福岡市の補正予算案に基づいて行うものであり、現在、本業務の実施が確定しているものではありません。今後、成立した補正予算の内容に応じて、本業務の業務内容や契約上限額に変更が生じる事が有り、提案の選定が契約を約束するもので無いことを申し添えます。

(4)契約上限額

495,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)

※見積額が、上限額を超える場合は、失格とする。

※登録店舗に対し換金手数料を設定し、受託者が別途徴収することは認めない。

※結果として委託業務に要する費用が、契約金額を上回る場合においても、追加請求は認めない(実費での精算には応じない)。

※なお、上記上限額については、福岡県、福岡市における予算の成立、並びに国における令和7年度補正予算の成立を前提とする。

(5)企画提案の内容

資料1「仕様書」のとおり

2 この提案競技に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格を有する者でなければ、この提案競技に参加することはできないものとする。複数の事業者が共同企業体(以下、「JV」という。)として参加する場合は、JV のすべての構成員が次の全てを満たしている必要がある。

(1)地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

(2)この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、福岡市から福岡市競争入札参加停止等措置要領(以下「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置または排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

(3)この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

(4)市税を滞納していない者であること。(福岡市内に事業所がない場合、本社所在地で滞納していないこと)。

(5)消費税および地方消費税(本税及び延滞金等)を滞納していない者であること。

(6)会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者または会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当した場合は提出した書類または電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

3 スケジュール

- (1)募集開始(公示日)：令和7年12月25日(木)
- (2)質問書提出締切：令和8年1月8日(木)午後5時
- (3)質問書に対する回答：令和8年1月13日(木)予定
- (4)参加申請書、企画提案書提出締切：令和8年1月19日(月)午後5時まで
- (5)一次審査結果通知：令和8年1月21日(水)※提案者多数の場合のみ
- (6)提案競技審査会：令和8年1月26日(月)以降予定
※決定通知は、選定委員会開催後、決定次第速やかに行う。
- (7)契約締結：令和8年1月26日(月)以降

4 提案に関する問い合わせ(質問書の提出)

質問に関しては、募集開始から様式6の質問書によってのみ受け付け、質問内容と回答を取りまとめた後、上記3(3)に記載のとおり期限までに、福岡商工会議所ホームページに質問と回答を掲載する。

5 参加申請書、企画提案書の提出

- (1)提出締切
令和8年1月19日(月)午後5時まで(必着)

(2)提出方法

提出締切までに、(4)に記載する提出先へ、原本については特定記録または簡易書留で郵送するか持参するとともに、電子メールにてデータを提出すること。電子メール送付後は、必ず(4)に記載する電話番号に、送付した旨を連絡しデータが到着しているか否かを確認すること。データは、PDF(様式4のみエクセルファイルも添付)形式とし、ZIPファイルに取りまとめの上、ファイル名を「(提出月日)_(事業者名)_参加申請書_企画提案書」(※()は各々必要事項を記載)とすること。

(3)提出部数

- ①参加申請書関係(様式1～3) 原本:1部 電子データ:1ファイル
- ②企画提案書関係(任意様式及び様式4、5) 原本:8部 電子データ:1ファイル

(4)提出先・問い合わせ先

〒812-8505 福岡市博多区博多駅前二丁目9番28号 福岡商工会議所9階
福岡商工会議所 中小企業経営支援部 商業振興グループ
電話番号:092-441-2169(直通) FAX番号:092-482-1523
メール:fkshouhinken@fukunet.or.jp

(5)提出書類

ア 参加申請書関係

①提案競技参加申請書(様式1)

注)JVで申し込む場合は、代表事業者を決定し、「JV構成事業者一覧」を作成すること
(書式は自由)。なお、代表事業者が書類を取りまとめて提出すること。

②登記事項証明書(非上場法人の場合のみ)

注)法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)。

注)提出日前3ヶ月以内に発行された原本を提出すること。

注)契約締結日までに提出することも可

③委任状(様式1－2)

注)この提案競技の案件に係る福岡商工会議所との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式1－2により委任状を作成して提出すること。

④誓約書(様式2)

注)様式2に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑤役員名簿(様式3)

注)様式3に代表者及び役員の氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注)この情報は、本件事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注)役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

⑥直近の決算2年分の財務諸表の写し(非上場法人の場合のみ)

注)直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

イ 企画提案書関係

①提案書の内容

資料1「仕様書」、資料2「提案書作成要領」を参照のうえ任意の様式で作成すること。

②提案書と同時に提出する書類

様式4「配置計画」、様式5「見積書」

6 提案競技審査会

(1)日時

令和8年1月26日(月)頃予定

(2)選定方法

最優秀提案者を選考するために設置される提案競技審査会(以下「審査会」という。)において、事業者から提出された企画提案書その他資料を基に、資料3「提案項目配点表」に基づき、企画提案書の内容について審査を行い、最も得点が高いものを最優秀提案者とする。

※評価が一定基準に満たない場合には、最上位者であっても最優秀提案者とならない。

(3)結果通知

令和8年1月 26 日(月)以降に、電子メールで担当者に連絡する。

※審査結果の通知後に、資金事情の悪化等により業務の履行が確実でないと認められるとき、又、著しく社会的信用を損なう等、業務受託者として不適切と認められる事情が生じた時は、決定を取り消すことがある。

7 採点方法及び契約相手方の決定方法

(1)採点方法

資料3「提案項目配点表」の配点により、提案内容がどの程度優れているか(内容点)及び様式5「見積書」の経費見積がどの程度抑制されているか(価格点)の2点によって審査員が採点を行い、最も得点の高い提案者を契約相手方候補とする。

(2)配点(審査員一人当たり)

$$\boxed{\text{総合点(100点) = 内容点(85点) + 価格点(15点)}}$$

各項目の配点及び価格点の算出方法は、資料3「提案項目配点表」のとおり。

審査員一人当たりの持ち点100点 × 5名 = 満点500点

(3)内容点の最低基準について

内容点については、以下のとおり、最低基準を設ける。

5名の審査員の内容点の総合計(85点×5名=425点)の6割(255点)に達しないときは、
最優秀提案者としない。

(4)契約相手方の決定方法

最高得点者が複数のときは、その中で内容点が最も高い者を契約相手方候補とする。

(5)契約相手方決定後の手続き

選定委員会での選考に基づき、最も優秀と認められる事業者を決定し、当該事業者と最終的な仕様等の協議を行い、業務委託契約手続きを行う。

なお、契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続きのための協議を行う。

8 その他の留意事項

(1)本提案書作成に関する費用については、全て提案者の負担とする。

(2)提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。

(3)選定結果の採点内容に関する質問には一切回答しない。

(4)本書を他の目的のために使用することは禁止する。

(5)提出された提案書は、業者選定の事務に限り複製する場合がある。

(6)提出物は返却しない。なお、契約に至った場合に活用する他は、業者選定以外の目的で提案者に無断で使用することはない。

(7)提案書提出後において、最優秀提案者の選定までの間は提案書に記載された内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字などの場合は、この限りではない。

(8)本委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止する。

9 添付資料

【資料】

- 資料1 仕様書
- 資料2 提案書作成要領
- 資料3 提案項目配点表

【様式】

- 様式1 提案競技参加申請書
- 様式1-2 委任状
- 様式2 誓約書
- 様式3 役員名簿
- 様式4 配置計画
- 様式5 見積書
- 様式6 質問書